

東京都病床機能再編支援事業給付金事務取扱要綱

3 福保医政第 1 1 6 3 号
令和 3 年 1 1 月 2 2 日

7 保医医政第 1 3 9 0 号
令和 7 年 1 1 月 2 日

第 1 目的

この要綱は、地域医療構想に即した第 2 に掲げる事業を行う都内医療機関に対する支援のため、給付金を円滑に支給することを目的とする。

第 2 対象事業

1 単独支援給付金支給事業

(1) 支給内容

都内の病院又は診療所であって療養病床（医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。）又は一般病床（同項第 5 号に規定する一般病床をいう。）を有するもの（以下「医療機関」という。）が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じた給付金を支給する。

(2) 支給対象

平成 30 年度病床機能報告において、平成 30 年 7 月 1 日時点の病床機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象 3 区分」という。）と報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画（以下「単独病床機能再編計画」という。）を作成した都内医療機関の開設者又は開設者であった者

(3) 支給要件

次のア及びイの要件を満たすこと。

なお、地域医療構想の実現を目的としたものではない病床機能再編（経営困難等を踏まえた自己破産による廃院）は対象外とする。

ア 単独病床機能再編計画について、東京都地域医療構想調整会議の議論の内容及び東京都医療審議会の意見を踏まえ、東京都が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。

イ 病床機能再編を行う医療機関における病床機能再編後の対象 3 区分の許可病床数が、平成 30 年度病床機能報告における対象 3 区分として報告された稼働病床数の合計の 90%以下であること。

2 統合支援給付金支給事業

(1) 支給内容

複数の都内医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合に参加する医療機関に給付金を支給する。

(2) 支給対象

平成 30 年度病床機能報告において、平成 30 年 7 月 1 日時点の病床機能について、対象 3 区分と報告した病床数の減少を伴う、(3) の全ての要件を満たす統合計画に参加する都

内医療機関（以下「統合関係医療機関」という。）の開設者

(3) 支給要件

次のアからオまでの全ての要件を満たすこと。

ア 統合計画について、東京都地域医療構想調整会議の議論の内容及び東京都医療審議会の意見を踏まえ、東京都が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。

イ 統合関係医療機関のうち1以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化も含む。）となること。

ウ 統合後、統合関係医療機関のうち1以上の医療機関が運営されていること。

エ 令和9年3月31日までに統合が完了する計画であり、全ての統合関係医療機関が計画に合意していること。

オ 統合関係医療機関の対象3区分の総病床数の10%以上減少すること。

3 債務整理支援給付金支給事業

(1) 支給内容

複数の都内医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を、統合後に存続する医療機関が新たに融資を受けて返済する際の、当該融資に係る利子の全部又は一部に相当する額に係る給付金を支給する。

(2) 支給対象

地域医療構想の実現に資する統合計画に参加し、統合後に存続している都内の医療機関であって、統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けた都内医療機関（以下「承継医療機関」という。）の開設者

(3) 支給要件

次のアからカまでの全ての要件を満たすこと。

ア 東京都地域医療構想調整会議の議論の内容及び東京都医療審議会の意見を踏まえ、東京都が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めた統合計画による統合後に存続している医療機関であること（上記2の統合支援給付金支給事業による統合関係医療機関として認められていること。）。

イ 統合関係医療機関のうち1以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化も含む。）となること。

ウ 統合後、統合関係医療機関のうち1以上の医療機関が運営されていること。

エ 統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けていること。

オ 金融機関から取引停止処分を受けていないこと。

カ 国税、社会保険料又は労働保険料を滞納していないこと。

第3 助成額の算定方法

この給付金は、次により算出された額を、都の予算の範囲内で支給するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 単独支援給付金支給事業

(1) 平成 30 年度病床機能報告において、対象 3 区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象 3 区分の許可病床数に対象 3 区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の病床数の減少について、対象 3 区分の病床稼働率に応じ、減少する病床 1 床当たり下記の表の額を支給する。病床稼働率については、平成 30 年度病床機能報告の数値を用いて算出するものとする。

なお、平成 30 年度病床機能報告から令和 2 年 4 月 1 日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関については、平成 30 年度病床機能報告時の対象 3 区分の稼働病床数又は令和 2 年 4 月 1 日時点の対象 3 区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とすること。

病床稼働率	減少する場合の 1 床当たりの単価
50%未満	1, 140 千円
50%以上60%未満	1, 368 千円
60%以上70%未満	1, 596 千円
70%以上80%未満	1, 824 千円
80%以上90%未満	2, 052 千円
90%以上	2, 280 千円

(2) 一日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については、1 床当たり 2,280 千円を支給する。

(3) 上記 (1) 及び (2) の算定に当たっては、以下の病床数を除くこと。

ア 回復期機能、介護医療院に転換する病床数

イ 過去に令和 2 年度病床機能再編補助金における地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金及び本事業の支給対象となった病床数

ウ 同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数

2 統合支援給付金支給事業

(1) 統合関係医療機関ごとに、平成 30 年度病床機能報告において、対象 3 区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数までの間の病床数の減少について、対象 3 区分の病床稼働率に応じ、減少する病床 1 床当たり下記の表に基づいて算出された額の合計額を支給する。病床稼働率については、平成 30 年度病床機能報告の数値を用いて算出するものとする。

なお、平成 30 年度病床機能報告から令和 2 年 4 月 1 日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関については、平成 30 年度病床機能報告時の対象 3 区分の稼働病床数又は令和 2 年 4 月 1 日時点の対象 3 区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とすること。

病床稼働率	減少する場合の 1 床当たりの単価
50%未満	1, 140 千円
50%以上60%未満	1, 368 千円
60%以上70%未満	1, 596 千円
70%以上80%未満	1, 824 千円
80%以上90%未満	2, 052 千円

90%以上	2,280千円
-------	---------

- (2) 一日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については、1床当たり2,280千円を支給する。
- (3) 上記(1)及び(2)の算定に当たっては、統合関係医療機関間の病床融通数、回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数を除く。
- (4) 「重点支援区域の申請について」(令和2年1月10日付け医政地発0110第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)に基づく重点支援区域として指定された統合関係病院等医療機関については、上記(1)及び(2)により算定された金額に1.5を乗じて算定された額の合計額を支給する。
- (5) 「地域医療構想における推進区域及びモデル推進区域の設定等について」(令和6年7月31日医政発0731第1号厚生労働省医政局長通知)に基づくモデル推進区域として設定された区域内の統合関係病院等医療機関については、上記(1)及び(2)により算定された金額に1.5を乗じて算定された額の合計額を支給する。

3 債務整理支援給付金支給事業

承継医療機関が統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額。ただし、融資期間は20年、元本に対する利率は年0.5%を上限として算定する。

第4 支給申請

1 単独支援給付金支給事業

この給付金の支給を受けようとする者は、知事があらかじめ指定する期日までに、以下のアからオまでの書類を、知事に提出しなければならない。

- ア 別記第1号様式 東京都病床機能再編支援事業(単独支援給付金支給事業)支給申請書
- イ 単独病床機能再編計画(令和9年3月31日までのものに限る。)
- ウ 病床稼働率算出の根拠となる平成30年度病床機能報告の写し又は令和元年度の病床機能報告の写し等
- エ 過年度に申請した単独支援給付金支給申請書の写し(過年度に本給付金により支給を受けている場合に限る。)
- オ 病床融通に関する概要(地域医療連携推進法人による病床融通や医療法第30条の4第10項に基づく複数の公的医療機関等を含めた再編統合の特例等、複数の医療機関の病床機能の分化・連携の取組により病床を融通する場合に限る。)

2 統合支援給付金支給事業

統合後も存続する医療機関から本給付金に関する事務を一括して取り扱う医療機関(以下「代表医療機関」という。)を定めるものとし、統合関係医療機関を代表して代表医療機関を通じて、知事があらかじめ指定する期日までに、以下のアからウまでの書類を、知事に提出しなければならない。

- ア 別記第2号様式 東京都病床機能再編支援事業(統合支援給付金支給事業)支給申請書(代表医療機関以外の統合関係医療機関の副署があるもの)
- イ 統合計画(以下の項目を必ず含むこととする。)

- ・ 統合に関する合意の内容（合意日、統合後の医療体制、移転を伴う場合は立地等）
- ・ 統合に関するスケジュール
- ・ 統合に関する資金計画（廃止となる医療機関に残債がある場合はその処理計画）

ウ 病床稼働率算出の根拠となる平成 30 年度病床機能報告の写し又は令和元年度の病床機能報告の写し

3 債務整理支援給付金支給事業

給付金の支給を受けようとする承継医療機関は、知事があらかじめ指定する期日までに、以下のアからオまでの書類を、知事に提出しなければならない。

なお、統合支援給付金支援事業の統合関係医療機関ではない場合は対象外とする。

ア 別記第 3 号様式 東京都病床機能再編支援事業（債務整理支援給付金支給事業）支給申請書

イ 承継医療機関と廃止となる医療機関間の残債引継に関する申合せ書及び引継債務の明細及び公認会計士等による意見聴取書（別添「手続実施結果報告書」）。ただし、引継債務の明細には、必ず以下の事項の記載を含むこと。

（ア）借入金

債務の内容や用途（事業用資産の取得、運転資金など）を記載し、借入申込書、金銭消費貸借契約書等を添付すること。

（イ）買掛金、未払金などその他の債務

債務の内容、金額、相手先を記載すること。

ウ 統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資の貸付契約書（廃止医療機関の残債の返済に関する融資である旨の記載があること。）の写し及びこれに係る償還年次表

エ 国税の納税証明書、社会保険料納入証明書及び労働保険料等納入証明書

オ 医療機関統合支援給付金の申請を行っている場合はその申請書の写し、既に支給決定を受けている場合は、支給決定通知書の写し

第 5 支給決定及び支給

知事は、第 4 の規定による給付金の申請があったときは、東京都地域医療構想調整会議の議論の内容及び東京都医療審議会等の意見を踏まえた上で、審査を行い、知事が必要と認め、支給を承認した場合には、第 8 に掲げる事項を条件に給付金の支給決定をするものとし、第 4 の規定により申請を行い、支給決定を受けた者（以下「申請者」という。）に対して、その決定の内容を通知する。

なお、統合支援給付金支給事業に係る支給決定の通知及び給付金の支給は、代表医療機関に対し行う。代表医療機関は、他の統合関係医療機関に対する給付金の分配について、他の統合関係医療機関と協議を行うものとする。

第 6 変更申請手続

この給付金の支給の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加支給申請等を行う場合には、第 4 に定める規定に従い、毎年度 1 2 月末日までに変更の申請を行うものとする。

第7 申請の撤回

申請者は、第5の規定による給付金の支給決定を受けた後、当該給付の決定の内容又は条件に異議があるときは、支給決定の日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

第8 給付の条件

この給付金の支給決定には、次の条件を付すものとする。

1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、給付金の支給決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、給付金の支給決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくは条件を変更することがある。ただし、給付事業のうち、既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。
- (2) (1)の規定により給付金の支給決定を取り消すことがある場合は、天災地変その他補給付金の支給決定後生じた事情の変更により、給付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限るものとする。
- (3) 知事は、(1)の規定による給付金の支給決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対して、給付事業に係る残務整理に要する経費及び給付事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費に係る給付金を支給することができる。
- (4) 前号の規定による給付金支給額の当該経費に対する割合、その他その給付については、(1)の規定による取消しに係る給付事業についての給付金に準ずるものとする。

2 承認事項

第5の規定により給付金の支給決定を受けた者（以下「給付事業者」という。）は、給付事業が次のいずれかに該当する場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の(1)に掲げる事項のうち、軽微なものについてはこの限りではない。

- (1) 給付事業の内容を変更しようとする場合
- (2) 給付事業を中止し又は廃止しようとする場合

3 事故報告

- (1) 給付事業者は、給付事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要事項を書面により知事に報告しなければならない。
- (2) (1)の報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、給付事業者は直ちにその指示に従わなければならない。

4 状況報告等

- (1) 知事は、給付事業の円滑かつ適正な執行を図るため、必要と認めるときは、給付事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことができる。
- (2) 給付事業者は、再編統合を実施した場合は、その状況について、次の表に規定する書類により知事に報告するものとする。

給付事業種別	提出書類	提出期限
--------	------	------

統合支援給付金支給事業	再編統合が完了したことを 証する書類の写し	再編統合が完了した日から30 日が経過した日まで
-------------	--------------------------	-----------------------------

(3) その他、本給付金に関する報告や調査について、厚生労働省又は東京都から求められた場合には、これに応じること。

5 遂行命令等

(1) 知事は、給付事業者が提出する報告及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、給付事業が支給決定の内容及び条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って当該給付事業を遂行するよう命ずる。

(2) 知事は、給付事業者が前号の命令に違反したときは、当該給付事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(3) 知事は、前号の一時停止を命ずる場合において、給付事業者が給付金の支給決定の内容及び条件に適合させるための措置を指定する期日までに執らないときは、10の規定により当該給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

6 実績報告

給付事業者は、給付事業が完了したとき、又は東京都の会計年度が終了したときは、単独支援給付金支給事業については別記第4号様式、統合支援給付金支給事業については別記第5号様式、債務整理支援給付金支給事業については別記第6号様式による事業実績報告書を、知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

7 給付金額の確定等

知事は、前項の規定による事業実績の報告があったときは、事業実績報告書の審査を行い、給付事業の成果が給付金の支給決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、支給すべき給付金の額を確定し、給付事業者に通知するものとする。

8 是正のための措置

知事は、前項の規定による調査等の結果、給付事業の成果が給付金の支給決定の内容及び条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を執るべきことを命ずるものとする。

9 書類の保管

給付事業者は、病床削減、再編統合又は借入に関する書類並びに給付事業に関する書類を整理し、次に掲げる年度終了後5年間保管しなければならない。

ア 単独支援給付金支給事業にあつては、病床削減をした年度

イ 統合支援給付金支給事業にあつては、再編統合が完了した年度

ウ 債務整理支援給付金支給事業にあつては、利子支払が完了した年度

10 決定の取消し

(1) 知事は、給付事業者が次のいずれかに該当する場合は、給付金の支給決定の全部又は一部を取り消すものとする。

ア 単独支援給付金支給事業

(ア) 単独病床機能再編計画に記載の内容について達成が見込めなくなった場合

(イ) 給付金の支給を受けた日から令和9年3月31日までの間に、同一の構想区域（医療法第30条の4第2項第7号に規定する構想区域をいう。以下同じ。）に開設する医療

機関において、対象3区分の許可病床数を増加させた場合（ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。）

(ウ) 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合

イ 統合支援給付金支給事業

(ア) 統合計画に記載の内容について達成が見込めなくなった場合

(イ) 統合関係医療機関が、給付金の支給を受けた日から令和9年3月31日までの間に対象3区分の許可病床数を増加させた場合（ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。）

(ウ) 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合

ウ 債務整理支援給付金支給事業

(ア) 給付金の支給を受けた日から令和9年3月31日までの間に、同一の構想区域に開設する医療機関において対象3区分の許可病床数を増加させた場合（ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。）

(イ) 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合

(2) (1)の規定は、7の規定により支給すべき給付金の額の確定があった場合においても適用する。

11 給付金の返還

(1) 前項規定により、知事がこの給付金の支給決定の全部又は一部を取り消した場合において、給付事業者は、給付事業の当該取消に係る部分に関し、既に給付金を受領している場合には、知事が指定する期日までに取り消された金額を返還しなければならない。

(2) 債務整理支援給付金支給事業について、給付金の支給を受けた開設者は、本給付の支給を受けた後、融資先の変更や繰り上げ返済等により本給付申請時の元本の年率(上限0.5%)を下回ることとなり、新たな年率適用後の給付金残額が当初の年率を踏まえた給付金残額と比して上回ることとなった場合、知事が指定する期日までに差額を返還すること。

12 違約加算金及び延滞金

(1) 10の規定により、知事が給付金の支給決定の全部又は一部を取り消した場合において給付金の返還を命じたときは、給付事業者は、その命令に係る給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) (1)の規定により、知事が給付事業者に対し給付金の返還を命じた場合において、給付事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、給付事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該給付金の未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

13 違約加算金の計算

(1) 給付金が2回以上に分けて支給されている場合における11の(1)の規定の適用については、返還を命じた額に相当する給付金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返

還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

- (2) 知事が11の(1)の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、給付事業者の納付した金額が返還を命じた給付金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた給付金の額に充てるものとする。

14 延滞金の計算

知事が11の(2)の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、給付事業者が返還を命じられた給付金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第9 その他

- 1 特別の事情により、第3、第4、第6、第8の4及び第8の6に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受け、その定めるところにより算定又は支給手続を行うものとする。
- 2 申請者は、第2に定める対象事業を同時に申請する場合においても、この要綱に定める書類については、全て事業別に作成し、知事に提出するものとする。
- 3 本要綱に定めるもののほか、本給付金の支給については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（7保医医政第1390号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。